

公益財団法人鳥取県消防協会業務運営に関する規則

第1節 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人鳥取県消防協会定款（以下「定款」という。）第54条の規定により、業務運営の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2節弔慰救済

(弔慰救済の区分)

第2条 定款第4条第4号の規定による弔慰救済は、次の各号に定める区分とする。

- (1) 定款第46条第1号の規定による正会員（以下「会員」という。）がその職務遂行中に死亡したときには、弔慰金を贈呈する。
 - (2) 会員が、公務上の傷病に起因し1年以内に死亡したときには、弔慰金を贈呈する。
 - (3) 会員が、在職中において前2号に掲げる事項以外の事由によって死亡したときには、弔慰金を贈呈する。
 - (4) 会員が、公務により身体に障害を生ずるに至ったときには、障害見舞金を贈る。
 - (5) 会員が、公務遂行中にその住宅が災害により被害を生じたときには、その被害の程度に応じ災害見舞金を贈る。
- 2 前項に定める弔慰金又は見舞金の金額は、別表第1に定めるところによる。
- 3 第1項各号に定める弔慰金又は見舞金は、次に定める者に贈る。
- (1) 弔慰金は、その葬祭を執行される喪主
 - (2) 傷病見舞金及び災害見舞金は、当該会員
- 4 第1項に定める弔慰救済のほか、本会役員又は職員が本会会務執行中に死亡又は傷病に罹ったときには、前各号の規定を準用する。

(弔慰救済の申請手続き)

第3条 市町村長、消防長又は消防団長は、前条の規定による弔慰救済に該当するものがあるときは、次の区分に従って本会会長（以下「会長」という。）に弔慰救済を申請するものとする。

- (1) 該当者が消防長又は消防団長であるときは、その任命権者である市町村長等
 - (2) 該当者が消防長又は消防団長以外の会員であるときは、その任命権者である消防長又は消防団長
- 2 前条第4項の規定による弔慰救済の準用は、本会事務局長が会長にその事

実を報告することによって、申請とみなす。

(委任)

第4条 前2条に定める弔慰救済の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

第3節 評議員及び役員

(評議員)

第5条 定款第12条第1項に規定する評議員会で選任する評議員については、次の各号に掲げる者をその候補者とし、その人数はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防団の団長 5名以内
- (2) 消防長 1名以内
- (3) 市町村長 2名以内
- (4) 有識者等 4名以内

(理事)

第6条 定款第28条第1項に規定する評議員会で選任する理事については、次の各号に掲げる者をその候補とし、その人数はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防団の団長 5名以内
- (2) 消防長 2名以内
- (3) 有識者等 5名以内

(監事)

第7条 定款第28条第1項に規定する評議員会で選任する監事については、有識者等とする。

(会長、副会長及び常務理事)

第8条 定款第28条第2項に規定する理事会の決議によって選定する会長、副会長及び常務理事は、次の各号に掲げる者をその候補者とする。

- (1) 会長 消防団の団長
- (2) 副会長 消防団の団長及び消防長
- (3) 常務理事 鳥取県消防協会事務局長の職にある者

(評議員及び理事候補者の選出区分)

第9条 第5条及び第6条に規定する評議員及び理事候補者のうち、第1号及び第2号に規定する消防団の団長及び消防長については、別表2により各支会から推薦するものとする。

(名簿)

第 10 条 本会役員及び評議員の名簿は、就任の都度調製するものとする。

(費用弁償)

第 11 条 評議員及び役員並びに会長が依頼する講師、委員及び審査員等が、本会用務として出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に定める旅費の支給は、鳥取県職員の旅費に関する条例に準じて支給するものとする。

第 4 節 会 員

(名誉会員)

第 12 条 定款第 46 条第 3 号に規定する名誉会員のうち、本会のために功績顕著なる者は、次の各号の 1 を推薦基準とする。

- (1) 理事として 3 期以上就任し、この間に副会長以上の職を 1 期以上勤めたこと。
- (2) 理事若しくは監事として 4 期以上就任したこと。
- (3) その他特に本会の発展に著しい功績のあった者

(名簿)

第 13 条 正会員名簿は、毎年 6 月 1 日現在における現在員を、市町村長及び消防長等から提出された資料に基づき調製するものとする。

2 特別会員及び名誉会員の名簿は、隨時調製しておくものとする。

第 5 節 支 会

(組織)

第 14 条 定款第 48 条に規定する支会の組織は、別表 3 とする。

第 6 節 雜 則

(規程)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、表彰、経理及び本会事務局の組織・運営、その他事務処理等に関し必要な事項は、規程として理事会の決議により定めることができる。

(改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 27 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	内 容	金額（円）	その他
弔慰金	1 第2条第1項第1号弔慰金(殉職会員) 2 第2条第1項第2号弔慰金(公務傷病に因る死亡会員) 3 第2条第1項第3号弔慰金(一般傷病に因る死亡会員)	50,000 20,000 5,000	弔詞、供花 供花、弔電 弔電
見舞金	1 第2条第1項第4号障害見舞金 (公務に因る身体障害会員) (1) 障害等級第1級から第5級に相当する身体障害の場合 (2) 障害等級第6級から第10級に相当する身体障害の場合 (3) 障害等級第11級から第14級に相当する身体障害の場合 2 第2条第1項第5号災害見舞金 (公務中の自家被災会員) (1) 住宅が全壊又は全損に相当する被害があったとき (2) 住宅が半壊又は半損、床上浸水の被害があったとき	30,000 20,000 10,000 10,000 5,000	
備考	1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令 別表第2の規定による。 2 災害見舞金を贈る被害の程度は、災害対策基本法施行規則 別表第1の規定並びに火災報告取扱要領の規定による。		

別表2（第9条関係）

選出区分（支会名）	評議員の数	理事の数
鳥取市地区	2	2
倉吉市地区		
米子市地区		
境港市地区		
東部地区	1	1
中部地区	1	1
西部地区	1	1
東部広域消防地区	1	2
中部広域消防地区		
西部広域消防地区		

別表3（第14条関係）

支会名	所属団体等
鳥取市地区	鳥取市消防団
倉吉市地区	倉吉市消防団
米子市地区	米子市消防団
境港市地区	境港市消防団
東部地区	岩美町・若桜町・智頭町・八頭町の各消防団
中部地区	三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町の各消防団
西部地区	日吉津村・大山町・南部町・伯耆町 日南町・日野町・江府町の各消防団
東部広域消防地区	鳥取県東部広域行政管理組合消防局
中部広域消防地区	鳥取中部ふるさと広域連合消防局
西部広域消防地区	鳥取県西部広域行政管理組合消防局